

物品売買契約書（単価契約）（案）

1. 物 件 名	碎石購入
2. 品質・規格・数量	別紙1のとおり
3. 契 約 金 額	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
4. 納 入 期 限	令和7年11月28日まで
5. 納 入 場 所	契約内訳書のとおり
6. 契 約 保 証 金	免除
7. 特 約 事 項	別紙2のとおり

上記の物品売買契約について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年6月16日に交付した物品売買契約約款によって、公正な物品売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自1通保有する。

令和 年 月 日

発 注 者 秋田県由利本荘市水林 439
分任支出負担行為担当官
由利森林管理署長 木村 秀樹 印

受注者

印

契 約 内 訳 書

砕石購入

品名	規格	納入場所		平均運搬距離 (km) 10tダンプ トラック	予定 数量 (m3)	契約金額 (円)		備考
		担当 事務所	林道名			単価	総額	
碎石	C-40	本荘	大谷地	40.5	150			運搬費を含む
			代内		15			
			芋の沢		14			
		笹子	小火沢		35			
			針水沢		35			
小計					249			
消費税					10%			
合計								

特約事項

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASF は、ASF ウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF 対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、物品売買契約約款第 11 条及び第 12 条により対応する。